

（仮称）草津市立プール整備・運営事業 事業契約書（案）に関する質問への回答

- ・（仮称）草津市立プール整備・運営事業事業契約書（案）に関して、令和2年11月10日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しております。

令和2年12月1日
草津市

■事業契約書(案)一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
1	18	第4章	第3節	第54条	1	不可抗力の範囲	令和2年10月16日付けの事業契約書(案)に関する質問への回答No.14では、通常予見可能な範囲外の事象により発生した損害については、双方協議の上不可抗力として取り扱おうとご回答いただきましたが、「本施設利用者の故意、重過失もしくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等のうち、通常予見可能な範囲外のものは、双方協議の上、不可抗力として取り扱うという認識でよろしいですか。	不可抗力の範囲について、本施設利用者の故意、重過失もしくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等については不可抗力には含まれませんが、テロ行為等の通常予見可能な範囲外の事象により発生した損害等、不可抗力に該当するような事象の場合においては、不可抗力として取り扱うこととなります。 なお、不可抗力として取り扱うかどうかについては、協議は行わず、事象状態を踏まえ、市で判断を行うこととします。 本回答をもって、第1回の実業契約書(案)に関する質問への回答No.14を修正します。
2	22	第8章	第2節	第68条	4	引渡し前 違約金	違約金算定上、「サービス購入料(整備業務)の合計金額の100分の10」には消費税等を含まないとの理解でよいでしょうか。	「サービス購入料(整備業務)の合計額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。
3	26	第8章	第3節	第72条	5	引渡し後 違約金	違約金算定上、「サービス購入料(運営・維持管理業務)の合計金額の100分の10」は消費税等を含まないとの理解でよいでしょうか。	「サービス購入料(運営・維持管理業務)の合計額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。
4	別紙9				1	引渡し前 違約金	事業者の不可抗力負担額の計算上、「サービス購入料(整備業務)の合計金額相当額の1パーセント」には消費税等を含まないとの理解でよいでしょうか。	「サービス購入料(整備業務)の合計金額相当額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。
5	別紙9				2	引渡し後 違約金	事業者の不可抗力負担額の計算上、「不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料(運営・維持管理業務)の1パーセント」には消費税等を含まないとの理解でよいでしょうか。	「サービス購入料(運営・維持管理業務)の合計金額相当額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。